

## 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部改正について

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例（平成16年静岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市支援センターなごやか	静岡市葵区城東町24番1号
---------------	---------------

を

」

「

静岡市支援センターなごやか	静岡市葵区城東町24番1号
静岡市支援センターみらい	静岡市駿河区曲金三丁目1番30号

に

」

改める。

第3条中「静岡市支援センターなごやか」を「前条の表に掲げる精神障害者地域生活支援センター」に改める。

第4条中「午前10時から午後8時」を「午前9時から午後6時」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（施行前の準備）

2 静岡市支援センターみらいに係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、静岡市精神障害者地域生活支援センター条例第15条から第17条までの規定の例により行うことができる。